

天理市告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大和都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年6月1日

天理市長 並 河 健



- 1 都市計画の種類及び名称
大和都市計画地区計画 (遠田地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
天理市遠田町の一部
- 3 都市計画の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課内